

# 広域鹿嶋 RDF センター解体撤去工事

## 入札説明書

令和 7 年 12 月

鹿島地方事務組合

## 目次

第1章 目的.....	1
第2章 基本事項.....	2
第1節 基本事項.....	2
第2節 入札スケジュール .....	3
第3章 入札参加資格等に関する事項.....	4
第1節 参加者の構成 .....	4
第2節 参加資格要件 .....	4
第4章 入札手続きに関する事項.....	6
第1節 入札参加申し込みについて.....	6
第2節 提出書類.....	6
第3節 現地確認の実施.....	8
第4節 発注仕様書に関する質問 .....	8
第5節 入札参加資格審査結果通知.....	8
第6節 入札方法.....	8
第7節 工事費内訳書の提出.....	9
第8節 入札の無効 .....	9
第9節 入札の辞退 .....	9
第5章 落札者の決定 .....	10
第1節 落札者の決定方法 .....	10
第2節 契約の締結に関する事項 .....	10
第3節 入札保証金及び契約保証金.....	10
第4節 支払い条件 .....	10
第5節 契約を締結しない場合 .....	11
第6節 結果公表 .....	11
第7節 その他 .....	11

## 第1章 目的

鹿島地方事務組合（以降「本組合」という。）では、令和8年度より解体を予定している広域鹿嶋 RDF センター（以降「本施設」という。）の解体撤去工事（以降「本工事」という。）を条件付き一般競争入札（以降「本入札」という。）により実施することとした。

前述した本工事に関する目的を踏まえたうえで、本入札説明書は、条件付き一般競争入札方式の実施に係る概要及び手順等を示すものであり、本工事を実施する工事業者を選定するにあたり、参加者に公表するものである。

本工事に入札を参加希望する場合は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。

なお、別添発注仕様書は、入札説明書と一体の資料として配布するものとする。

## 第2章 基本事項

### 第1節 基本事項

#### 1. 業務名

広域鹿嶋 RDF センター解体撤去工事

#### 2. 業務実施場所

茨城県鹿嶋市平井 2264 番地 広域鹿嶋 RDF センター

#### 3. 発注者

鹿島地方事務組合 管理者 石田 進

#### 4. 対象施設

本工事の対象となる本施設の概要は下記のとおりとする。

なお、本工事は設計・施工一括発注方式であるため、本説明資料図面に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事及びその費用、並びに工事の性質上、当然必要とされるすべての工事及びその費用は、受託者が負担しなければならない。

施 設 名	広域鹿嶋 R D F センター
施 設 所 管	鹿島地方事務組合
施 設 所 在 地	〒314-0012 茨城県鹿嶋市平井2264
計 画 処 理 能 力	142 t /日(16時間) (2系列)
処 理 方 式	固形燃料化 (可燃ごみ)
敷 地 面 積	約12,000m <sup>2</sup>
建 築 面 積	工場棟：約4,700m <sup>2</sup> 、管理棟：約410m <sup>2</sup>
構 造	工場棟：S造一部SRC、管理棟：S造

#### 5. 工期

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 25 日まで

#### 6. 予定価格

633,541,000 円 (税抜)

#### 7. 最低制限価格

なし

#### 8. 工事発注方式

この工事は本組合が示した仕様及び性能等に基づき、入札参加を希望する者から入札前に設計及び施工方法に関する提案（以降「技術提案」という。）を受け、発注者の審査によって妥当と認められた技術提案の対象者に、当該提案を基に価格競争を実施し受注者を選定する、設計施工一括発注方式とする。

## 9. 関係法令等の遵守

事業者は本工事の実施にあたり、関係する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本工事の発注仕様書と照らし合わせ適宜参考とすること。

## 10. 担当部局

本事業の事務局は次のとおりである。

事務局： 鹿島地方事務組合内（広域鹿嶋R D Fセンター担当）  
所在地： 〒314-0141 茨城県神栖市居切 660 番地 3  
Tel : 0299 (90) 1186  
E-mail : [kashima@kcj.or.jp](mailto:kashima@kcj.or.jp)

## 第2節 入札スケジュール

本入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	日時等
公告・入札説明書の公表	令和7年12月 5日(金)
現地確認期間	令和7年12月16日(火)～12月18日(木)
質問状受付	令和7年12月 8日(月)～12月22日(月)
質問状回答	令和7年12月25日(木)
書類提出期間	令和8年 1月 8日(木)～1月13日(火) ※土、日、祝日を除く
技術提案書に関する照会期日	令和8年 1月16日(金)※該当がある場合
技術提案書に関する回答提出期限	令和8年 1月21日(水) ※該当がある場合
入札参加資格審査結果通知	令和8年 1月23日(金)
入札・落札者の仮決定	令和8年 1月30日(金)
議会議決、本契約	令和8年 2月下旬

※上記の日程は、技術提案書類の審査の進捗状況等により変更が生じる場合がある。

変更になった場合、入札参加希望者に対して通知する。

## 第3章 入札参加資格等に関する事項

### 第1節 参加者の構成

入札参加者は、本工事を実施するために必要な能力と資本力を備えた事業者とし、資格確認申請書類の提出期限日において、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 参加者は、本工事入札において公表した発注仕様書に掲げる業務等を実施する予定の企業とする。
- (2) 同一参加者が複数の提案を行うことはできない。

### 第2節 参加資格要件

本工事に関する本入札の参加者は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

#### 資格に関する要件

- (1) 公告日現在において、①、②のいずれかに該当していること。
  - ① 令和7・8年度神栖市競争入札参加資格者名簿の解体工事又は建築一式工事に登載され、神栖市の解体工事又は建築一式工事に係る総合点が800点以上であること。
  - ② 令和7・8年度鹿嶋市建設工事入札参加資格者名簿の解体工事又は建築一式工事に登載され、令和7・8年度鹿嶋市建設工事入札参加資格者申請時の総合評定値通知書の解体工事又は建築一式工事に係る総合評定値及び主観点数の合計が740点以上であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により対象工事に係る許可を有し、同法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けている者であること。
- (3) 建設業法の規定による特定建設業（解体工事業）の許可を有する者であること。
- (4) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を専任配置するとともに、同法第26条に規定する技術者を適正に配置すること。
- (5) 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する主任技術者又は監理技術者を本工事に専任配置すること。
  - ① 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者。
  - ② 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に監理技術者として配置されていない者。
  - ③ 監理技術者においては入札の参加申請があった日の前日までに解体工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。
- (6) 入札（開札）執行日において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく鹿嶋市及び神栖市の入札参加の制限を受けていない者であること。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(8) 入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱に規定する暴力団関係者に該当する者が所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。

(9) 鹿嶋市、神栖市の納税義務に対し完納していること。

(10) 本工事に関する発注支援業務を受託した「株式会社東和テクノロジー」と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

(注) 「資本面関係」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面関係」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

## 第4章 入札手続きに関する事項

### 第1節 入札参加申し込みについて

入札に参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

#### (1) 受付場所

茨城県神栖市居切 660 番地 3 鹿島地方事務組合内（広域鹿嶋 RDF センター担当）

#### (2) 提出期間

令和8年1月8日(木)～令和8年1月13日(火)の午前9時～午後4時まで

ただし、土、日、祝日を除く

### 第2節 提出書類

参加者は以下の提出書類を2部（正本1部・副本1部）提出すること。また、技術提案書については3部提出すること。

提出資料	備考
1. 条件付き一般競争入札参加資格審査書	様式第2号
2. 入札参加資格に関する誓約書	様式第3号
3. 資格者証の写し	
4. 建設業許可の写し	
5. 最新の経営事項審査結果通知書の写し	
6. 雇用を証明する書類の写し	
7. 解体工事又は建築一式工事に係る総合評定通知書の写し	
8. 会社概要書	法人登記簿謄本、会社案内等
9. 技術提案書	第4章第2節(3)参照
10. 納税証明書の写し	発行日が3ヶ月以内のもの※該当者のみ
11. 委任状	※該当者のみ

#### (1) 提出方法

郵送または持参によるものとし、受付期限までに受付場所（第4章第1節参照）に必着すること。

#### (2) 提出書類の審査

入札参加希望者から提出された書類は、本組合において審査を行い、適合判断を行う。

以下に示す事項に該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類を期限までに提出しない場合
- ② 書類に不足がある場合
- ③ 書類内容が本組合の発注仕様書の要件を満たしていない場合

### (3) 技術提案書に係る留意事項

- ① 発注仕様書に関して発注者が示した発注仕様書に基づき、施工方法や安全対策等について技術提案書の提出を求める。技術提案書の様式は自由とするが、以下の内容を含めること。
- (ア) 仮設計画図（作業場所の分離・養生、土間養生、廃棄処理設備、排水処理設備等の使用及び配置計画）
  - (イ) 管理区域計画図
  - (ウ) 解体計画図
  - (エ) 環境保全対策図
  - (オ) 安全対策
  - (カ) 工事工程表
- ② 入札参加希望者は、技術提案図書の作成にあたって下記の事項に留意すること。
- (ア) 文字サイズは 10.5 ポイント以上（図表は含めない）とすること。
  - (イ) 各ページの下中央に通し番号を振ること。
  - (ウ) 着色は自由とし、図表、絵及び写真等を使用してよい。
- ③ 入札参加希望者が提出した技術提案の審査の結果、当該技術提案が採用されない場合がある。
- ④ 入札参加希望者が提出した技術提案が採用されることが、当該対象工事の入札参加条件となる。
- ⑤ 提出を受けた技術提案書が発注仕様書等の条件に合っていない場合などにおいては、照会・確認のうえ、再提出を求める場合がある。
- ⑥ 受注者が提案した技術提案を発注者が採用することにより、設計及び工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- ⑦ 技術提案が採用された後における技術提案の内容の変更は認めない。ただし、発注者の同意があればこの限りではない。

### (4) 技術提案書に関する照会

提出された技術提案書において上記⑤に該当する場合は、令和 8 年 1 月 16 日（金）の午後 4 時までに内容について電子メールにより照会を行う。

### (5) 技術提案書に関する回答

上記（4）について照会があった場合には、令和 8 年 1 月 21 日（水）の午後 4 時までに回答を持参又は電子メール（第 2 章第 1 節参照）にて回答を行うこと。

### (6) その他

- ① 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 技術提案書類は、本組合において無断で目的外使用をすることはない。
- ③ 提出書類は返却しない。

### 第3節 現地確認の実施

現地確認を希望する者は、令和7年12月12日(金)午前12時までに電子メール（第2章第1節参照）にて下記日程内で希望日時を記載のうえ申し込みをすること。また、確認のためメール送付後には電話での確認を行うこと。なお、電話やファクシミリ、口頭による申し込みは受け付けない。希望者については別途日程調整を行う。

日時 令和7年12月16日（火）①10：00～11：30 ②14：00～15：30

令和7年12月17日（水）①10：00～11：30 ②14：00～15：30

令和7年12月18日（木）①10：00～11：30 ②14：00～15：30

### 第4節 発注仕様書等に関する質問

#### （1）発注仕様書等に関する質問

発注仕様書等に質問がある場合には、令和7年12月22（月）午後4時までに様式1号に必要事項を記入のうえ、電子メール（第2章第1節参照）により提出すること。また、メール送付後には電話での確認を行うこと。なお、電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

#### （2）発注仕様書に関する回答

発注仕様書に関する質問への回答は、令和7年12月25日(木)までに本組合ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、回答内容について、本工事に直接関係する事項のみとし、すべての質問に回答するとは限らない。

### 第5節 入札参加資格審査結果通知

入札参加資格審査結果通知は、期日内に事前審査書類を提出した入札参加希望者へ、令和8年1月23日(金)に電子メールにて送付する。

### 第6節 入札方法

入札は、入札参加資格審査結果通知にて合格を受けた入札参加希望者を対象に実施する。

#### （1）入札場所

茨城県神栖市居切660番地3 鹿島地方事務組合

#### （2）入札日時

令和8年1月30日（金） 午前10時00分

#### （3）入札方法

紙での入札とする。入札書は上記にて本組合に持参すること。なお、入札後、直ちに開札を行うため、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

#### (4) 留意事項

- ① 入札書の作成時には、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費時に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 提出した入札書の引き換え又は変更は認められない。
- ③ 入札執行回数は 1 回とする。
- ④ 入札者が 1 者であった場合も入札は執行する。

### 第 7 節 工事費内訳書の提出

- (1) 入札時に入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 記載内容は数量、単価、金額等を明らかにすること。また、商号又は名称、代表者名及び工事名を記載するとともに、押印すること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された工事費内訳書について、本組合が説明を求めることがある。

### 第 8 節 入札の無効

次に該当する場合は入札を無効にする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が 2 以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (6) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後の入札時点において指名停止期間中である者等参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (7) 委任状を出していない代理人がした入札

### 第 9 節 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、入札を辞退する場合は、入札日の前日午後 4 時までに辞退届（様式 4 号）を提出すること。

## 第5章 落札者の決定

### 第1節 落札者の決定方法

- (1) 本工事の事業者の選定方法は、本組合が提示する提出書類にて適合判定を行い、合格の通知を受けた事業者による入札を行う。
- (2) 落札者は予定価格以下の最低の価格で入札したものと落札者とする。
- (3) 入札価格が最も低いものが2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札予定者を選定する。

### 第2節 契約の締結に関する事項

#### (1) 契約について

本工事に係る契約については、本組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、本組合議会の議決を要するため、落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、本組合議会の議決後に本契約として、効力を生じるものとする。また、当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、それにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

#### (2) 契約金額について

- ① 締結に当たっては入札時に提示した金額に消費税率として100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
- ② 契約期間中に消費税の税率が変更された場合、本組合は当該変更後の税率に基づいた税額を負担するものとする。

### 第3節 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除

#### (2) 契約保証金 要 (契約金額の10分の1以上の額とする)

- ① 利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証保険の締結をもって契約保証金の納付に変えることができる。
- ② 公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

### 第4節 支払い条件

- (1) 前払金 有 (契約金額の3割以内、保証事業会社の保証の取り付けを要する。)
- (2) 部分払 無

## 第5節 契約を締結しない場合

本工事の事業者として決定した場合においても、下記の事項に該当する事象が発生した場合には契約を締結しない場合がある。なお、本組合は落札者として決定された事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

### (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する事項

- ① 法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- ② 法第50条第1項の規定による納付命令を行い、同条第5項又は法第52条第5項の規定により当該納付が確定したとき。
- ③ 法令第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判の請求をした場合において、法第66条の規定により当該請求に対する判決（同条第3項の規定による現処分の全部を取り消す判決を除く。）がされたとき（法第77条の規定による判決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）
- ④ 法令第77条の規定によりこの判決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

### (2) 反社会的勢力の排除

- ① 役員等（法人である場合の役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有するもの（以下本項において「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- ② 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。

## 第6節 結果の公表

開札日の後日、本組合のホームページにて公表する。ただし、電話等による問い合わせには応じない。

## 第7節 その他

その他事項においては下記のとおりとする。

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作製を要する。

- (3) 落札者は、配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (5) CORINSに登録すること。
- (6) 下請け施工及び工事資材調達にあたり、可能な限り地元業者（神栖市内又は鹿嶋市内）に発注するよう十分配慮すること。